

## <金融史パネル>

### 日銀による引受国債の売却

麗澤大学 佐藤政則

#### <報告要旨>

この報告では、趣旨に述べた第二の課題に取り組む。具体的には、高橋財政期を中心に下記の作業を行う。

- (1) 日銀が引受けた国債の売却先を特定し、その銘柄、金額を調査する。
- (2) その売却先の中から主要な購入銀行を選定する。
- (3) 上記(2)の銀行のなかで営業報告書に保有国債の銘柄別記載があるものについて、日銀からの購入銘柄・金額との照合を行う。

上記作業の目的は、転売（ないし売出）の有無を確認することにある。換言すれば、転売（売出）が行われていたのではないかと推測している。

その蓋然的根拠は、次の二つである。第一に、本来的にシ団銀行は引受けた債券の売出を独自のチャネルを通じて行う機関である。日銀引受発行のもとで下引受けの機関になったとはいえ、その機能がにわかに消滅するとは考えられないからである。第二に、1932年5月5日に行われた第12回、18回、19回五分利国庫債券借換協議（第60回国庫債券発行）において、発行条件に関するシ団銀行の希望を尊重することの代わりに、引受けた公債の売出を少なくとも3、4か月間は行なわないように申し合わせているからである。

もともと上記作業は、なかなか煩瑣であり、課題に対する回答を充分になし得るかは、いささか心許ないのだが、出来得る限りの作業を行い結論に至りたい。